

# 三股町建築物耐震改修促進計画

平成 21 年 12 月  
平成 28 年 4 月（改定）  
平成 30 年 1 月（改定）



三 股 町

# 目 次

## 第1章 はじめに

---

- 1 計画策定の背景 . . . . . 3
  - (1) 住宅・建築物の耐震化の重要性
  - (2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(耐震改修促進法)の改正
- 2 三股町建築物耐震改修促進計画の位置付け . . . . . 3

## 第2章 建築物の耐震化の実施に関する目標設定

---

- 1 想定される地震の規模及び想定される被害の状況 . . . . . 4
- 2 耐震化の現状と目標設定 . . . . . 5
  - (1) 住宅
  - (2) 特定建築物(町有施設)
  - (3) 優先的に耐震化を進める建築物

## 第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

---

- 1 耐震診断・改修に係る基本的な取組み方針 . . . . . 8
- 2 耐震診断・改修の促進を図るための支援策 . . . . . 8
- 3 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備 . . . . . 9
  - (1) 専門技術者の養成・紹介体制の整備
  - (2) 相談窓口の設置
  - (3) リフォームに関する情報
- 4 地震時の総合的な安全対策 . . . . . 9
  - (1) 建築物等における被害の防止対策
  - (2) 地震発生時の対応
- 5 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定 . . . . . 9
  - (1) 地震発生時に通行を確保すべき道路

## 第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

---

- 1 地震被害想定結果等の周知 . . . . . 11
- 2 相談体制の整備及び情報提供の充実 . . . . . 11
- 3 パンフレットの作成・配布 . . . . . 11
- 4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導 . . . . . 11
- 5 自治公民館等との連携 . . . . . 11
- 6 耐震改修工事現場への「のぼり旗」の掲示 . . . . . 12

## 第5章 其他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

---

1 関係団体との連携	.....	12
2 その他	.....	12

## 第1章 はじめに

### 1 計画策定の背景

#### (1) 住宅・建築物の耐震化の重要性

阪神・淡路大震災（平成7年1月発生）では6,434人の尊い命が奪われ、このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等による圧迫死であったと言われている。

我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあり、特に東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都圏直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されている。

このため大規模地震発生に対する総合的かつ速やかな地震防災対策の推進が必要であり、地震による死者や経済被害を減らす対策としては、住宅・建築物の耐震化を図ることが特に重要とされている。

#### (2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（耐震改修促進法）の改正

本計画の策定の根拠法である耐震改修促進法は、平成7年10月に公布され、平成18年の改正によって、都道府県の策定が規定され、市町村においても計画を定めるよう努めることと規定されている。

その後、平成25年11月に、改正耐震改修促進法が施行され、建築物の耐震改修を促進する取組が強化された。

具体的には、①不特定多数・避難弱者が利用する大規模建築物について、平成27年12月までに耐震診断の実施と所管行政庁への結果報告を行うことを法律で義務付けられた。また、②広域防災拠点となる建築物や、③避難路沿道の建築物について、都道府県や市町村が耐震診断の義務付けを行うことができるようになり、併せて、耐震性に係る表示制度の創設や、認定された耐震改修について容積率・建ぺい率の特例などの促進策が設けられた。

### 2 三股町建築物耐震改修促進計画の位置付け

改正された耐震改修促進法にもとづき、国により平成18年1月に「基本方針」が、宮崎県により平成19年3月に「宮崎県建築物耐震改修促進計画」（以下「県促進計画」という。）が策定された。

これらの背景を受け、本町では、町の地域状況を踏まえたうえで、「基本方針」「県促進計画」を勘案し、また、「三股町地域防災計画<sup>①</sup>」（以下「町防災計画」という。）を上位計画とし、「三股町建築物耐震改修促進計画」（以下「町促進計画」という。）を平成21年12月に策定した。

町促進計画では、地震の被害から町民の生命・財産を守るため、住宅・建築物の耐震化を積極的に促進していくことを最大の目的としてきた。

町促進計画策定以降、平成23年に発生した東日本大震災などを背景に、平成25年には再び法改正が行われ、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、すべての建築物における耐震化の努力義務、不特定多数の者が利用する大規模建築物等の耐震診断義務化・耐震結果の公表など、規制強化と建築物の円滑な耐震化促進を図る措置が盛り込まれた。

さらに、南海トラフ巨大地震の切迫が指摘されていることに加え、近年の社会情勢の変化

<sup>①</sup> 三股町地域防災計画：災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づいて設置された三股町防災会議が策定する計画。

に対応していく必要があることから、町内に残存する耐震化されていない建築物の耐震診断及び耐震改修をより一層促進するため、町促進計画を改定し、建築物の耐震化促進に向けて取り組みを進める。

本計画の計画期間は、平成28年度から平成37年度までとする。

## 第2章 建築物の耐震化の実施に関する目標設定

### 1 想定される地震の規模及び想定される被害の状況

宮崎県における過去の地震の発生状況を見ると、日向灘沖を震源としたマグニチュード7クラスの地震がほぼ十数年から数十年に一度の割合で発生しているほか、えびの市、小林市付近でもマグニチュード6クラスの地震が発生している。また、東南海・南海地震の想定震源域では約100～150年の間隔で大規模な地震が発生しているとともに、静岡県駿河湾から日向灘まで延びる南海トラフ全体を1つの領域として考え、科学的に考えられる最大クラスの地震予測として、南海トラフ巨大地震が想定されている。

こうした過去の地震や地震環境を踏まえた宮崎県防災計画（以下「県防災計画」という。）では、地震の規模及び被害を地震のケース毎に表2-1のように想定している。

表2-1 被害想定結果の概要

項目		日向灘 南部地震	日向灘 北部地震	えびの・ 小林地震	東南海・ 南海地震	南海トラフ巨大地震	
						内閣府 モデル	県独自 モデル
地震の規模	マグニチュード	7.5	7.5	6.5	8.6	9クラス	
	震度	6強	6強	6強	6弱	7 <sup>②</sup>	
津波の高さ		約5m	約5m	-	約6m	約17m	
人的被害 (死者数)	揺れによるもの	約880	約330	約110	約20	約35,000	約28,000
	津波によるもの	最大約670	最大約670	-	約670		
建物被害 (全壊棟数)	揺れによるもの	約22,600	約14,400	約4,400	約700	約89,000	約88,000
	津波によるもの	最大5,200	最大5,200	-	約5,200		

出典：「宮崎県地域防災計画（平成27年3月）」

②震度7強の地震：立っていることができず、這わないと動くことができない。固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。耐震性の低い木造住宅では、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。（気象庁震度階級関連解説表より）

## 2 耐震化の現状と目標設定

耐震改修促進法第4条第1項の規定に基づき、国土交通大臣が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」に則し、本町においては、住宅、特定建築物及び優先的に耐震化を進める建築物について、耐震化の目標を定める。

### (1) 住宅

平成25年の住宅・土地統計調査<sup>③</sup>をもとに推計すると、表2-2のとおり、平成26年度末現在の町内の住宅総数は約8,900戸である。国の耐震化率<sup>④</sup>の推計方法に準じて算定すると、このうち約6,700戸(75.28%)の住宅が耐震性を満たしていると見込まれる。一方、約2,200戸(24.72%)の住宅が、必要な耐震性を満たしていないと見込まれる。

**表2-2 住宅の耐震化の現状と耐震化の目標(単位:戸)(平成27年3月末現在)**

区分	住宅数 ① (②+④)	昭和56年5月 以前の住宅②		昭和56年6月 以降の住宅 ④	耐震性有 住宅数⑤ (③+④)	現状の 耐震化率 (%) 平成26年度末 ⑤/①	耐震化率の 目標 (%) (32年度末)
		うち耐震性 有③					
木造 戸建	6,200	2,300	300	3,800	4,100	66.12	/
共同 住宅等	2,700	500	400	2,200	2,600	96.29	
合計	8,900	2,800	700	6,000	6,700	75.28	

※平成25年住宅・土地統計調査等のデータ(下記の参考資料)をもとに、国の耐震化率の推計方法に準じて算定した平成26年度末での推計値

**※参考資料 表2-3 平成25年10月における住宅の耐震化の現状(単位:戸)**

区分	住宅数 ① (②+④)	昭和56年5月 以前の住宅②		昭和56年6月 以降の住宅 ④	耐震性有 住宅数⑤ (③+④)	現状の 耐震化率 (%) 平成26年度末 ⑤/①
		うち耐震性有 ③				
木造 戸建	5,900	2,900	400	3,000	3,400	57.63
共同 住宅等	2,600	800	600	1,800	2,400	92.31
合計	8,500	3,700	1,000	4,800	5,800	68.24

(平成25年住宅・土地統計調査による)

③ **住宅・土地統計調査** : 我が国の住宅に関するもっとも基礎的な統計調査。住宅及び世帯の居住状況の実態を把握し、その現状と推移を、全国及び地域別に明らかにすることを目的に、総務省(旧総務庁)統計局が5年ごとに実施している。

④ **耐震化率** : 耐震性を有する住宅・建築物数(昭和57年以降の建築物数+昭和56年以前の建築物のうち耐震性を有する建築物数)が住宅・建築物総数に占める割合。

地震による人的被害を半減させるためには、減災効果の大きな住宅の耐震化に継続的に取り組む必要があり、住宅の耐震化率を5年後（平成32年度末）に90%とすることを目標とする。

平成32年度の住宅の耐震化率は、今後5年間の自然更新等により81.5%と推計されることから耐震化率を90%とするためには、約790戸の耐震改修が必要となる。

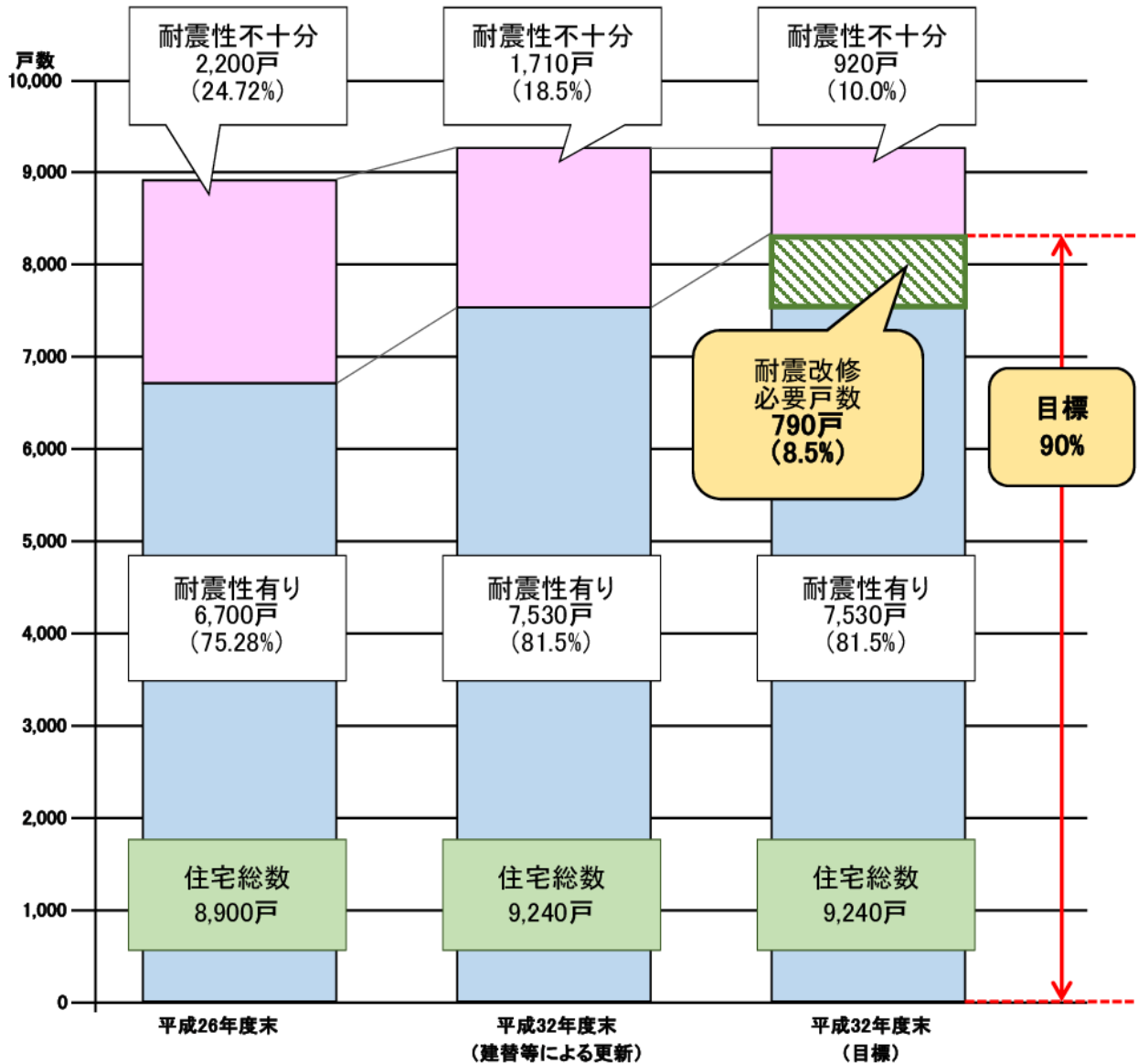


図1-1 住宅の耐震化状況の推移（見込み）と目標

## (2) 特定建築物（町有施設）

実態調査及び国の推計方法に基づき推計した特定建築物<sup>⑤</sup>の耐震化率は、表2-4のとおりであり、このうち耐震改修促進法第6条第1号に規定する多数の者が利用する特定建築物（以下「多数の者が利用する特定建築物」という）の耐震化率は100.00%であり、目標を達成している。

表2-4 町有施設（特定建築物）の耐震化の現状と目標（単位：棟、%）

（平成27年度末現在）

建築物の用途		建築物数 ① (②+③)	昭和56年 5月以前の 建築物 ②	昭和56年 6月以降の 建築物 ③	耐震性有 建築物数 ④	耐震化率 (27年度末) ④/① %	耐震化率 の目標 (32年末) %	
多数の者が利用する施設※1	災害時の拠点となる建築物	16	9	7	16	100.00		
	不特定多数の者が利用する建築物	4	1	3	4	100.00		
	特定多数の者が利用する建築物	町営住宅	7	1	6	7	100.00	
		寄宿舎、下宿、事務所、工場等	0	0	0	0	0	
	合計	27	11	16	27	100.00	100	

※1は、耐震改修促進法第6条第1号を示す。

## (3) 優先的に耐震化を進める建築物

町有施設の特定建築物以外の町有施設においても、多数の町民に利用されるため、優先的に耐震化を促進する。

平成27年度末現在の特定建築物以外の町有避難施設は、19棟あり、このうち14棟（73.69%）の建築物が必要な耐震性を満たしている。一方、5棟（26.31%）の建築物が必要な耐震性を満たしていない。

町は、多数の町民に利用される町有施設について耐震化を図り、耐震化率を5年後（平成32年度末）に100%とすることを目標とする。

⑤ 特定建築物：耐震診断促進法第6条に規定する一定規模以上の建築物（対象用途及び規模要件は表2-4、資料編P22参照）

(1) 多数の者が利用する建築物（耐震診断促進法第6条第1号）



### 第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

#### 1 耐震診断・改修に係る基本的な取組み方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠であり、また、町はこうした所有者等に対して耐震性の向上に向けた意識の啓発に取り組むとともに、所有者等の取り組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修が行いやすいような情報の提供等を含めた環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取組方針とする。

#### 2 耐震診断・改修の促進を図るための支援策

町民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について木造住宅耐震診断アドバイザー派遣事業<sup>®</sup>等を活用し、普及啓発に積極的に取り組むとともに、その耐震化への取り組みをできる限り支援する観点から、補助制度の概要（資料編 P30）と国等の支援制度（①耐震改修税制等の概要、②耐震改修融資制度等の概要 資料編 P31）等の活用をしながら、建築物の耐震化の促進を図っていく。

---

<sup>®</sup>耐震診断に助成：事業主体は三股町である。

### 3 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備

建築物所有者が、安心して耐震診断及び耐震改修が行えるよう情報等の提供等を含めた環境整備に努める。

#### (1) 専門技術者の養成・紹介体制の整備

県は「宮崎県木造住宅耐震化リフォーム推進事業（木造住宅の耐震診断）」を行う専門家「宮崎県木造住宅耐震診断士」を養成・登録している。町は町民が耐震診断や耐震改修工事を依頼する際に安心して相談できる技術者の確保を図るため、町の窓口はその名簿を配架し、誰でもが気軽に相談できる耐震診断士として住民へ情報提供を行う。

#### (2) 相談窓口の設置

町民からの住宅等の耐震診断及び耐震改修に関する問い合わせ等に対応するため、町の都市整備課に設置している耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口の活用を図り、情報提供を積極的に実施する。

#### (3) リフォームに関する情報

現在インターネット上で多様な機関から、住宅に関する様々な情報提供が行われているが、「住まいの情報発信局」や「みやざき住まいの安心情報バンク」は、住宅関係団体や、公的機関の幅広い参加により運営される住宅に関するポータルサイトで、中立性、信頼性が高く、より役に立つ住宅情報を提供することを目指して開設されていることから、積極的に利用をPRしていく。

なお、提供されている情報は次のとおりである。

ア. 新築やリフォームの設計や工事などの事業者

イ. 住宅に関する中立的な相談窓口やその相談事例など

(住まいの情報発信局 <http://www.sumai-info.jp/>)

(みやざき住まいの安心情報バンク <http://www.pref.miyazaki.lg.jp/kenchikujutaku/shakaikiban/sumai/yutori-net/index.html>)

### 4 地震時の総合的な安全対策

#### (1) 建築物等における被害の防止対策

平成17年3月の福岡県西方沖地震や同年8月の宮城県沖地震、平成23年3月の東日本大震災等の被害の状況から、ブロック塀の安全対策、窓ガラスの飛散対策、大規模空間を持つ建築物の天井等非構造部材の落下防止対策、地震時のエレベーターの閉じ込め防止対策、建築物の不燃化の推進、擁壁、がけ地等の災害対策などが指摘されているところであり、県と連携し被害の発生するおそれのある建築物を把握するとともに、建物所有者等に必要な対策を講じるよう特定行政庁である県に協力していく。

#### (2) 地震発生時の対応

地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物等の応急危険度判定<sup>⑦</sup>が必要となった場合、県及び町は判定実施本部等を設置し、応急危険度判定士<sup>⑧</sup>の派遣要請や判定活動の実施等必要な措置を講じ、余震による二次災害の未然防止に努める。

<sup>⑦</sup> 被災建築物応急危険度判定：余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度を判定・表示等を行うこと。

<sup>⑧</sup> 応急危険度判定士：被災建築物応急危険度判定に従事する者として、知事が定める者。

また、被災建築物の被災度区分判定<sup>⑨</sup>の結果、補修することにより継続使用が可能な建築物等については、「震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針」（財）日本建築防災協会等に基づく家屋の応急復旧を促進する。

「被災建築物応急危険度判定制度」については、阪神・淡路大震災により、その重要性が認識され、宮崎県においても、約1,000名の「宮崎県被災建築物応急危険度判定士」の養成・登録が行われている。

また、判定士の能力向上と安定的な養成・確保を図るため、年に4回の講習会等を実施することに對し町内の関係者に促すとともに、円滑な登録の更新やこの制度の機能維持に努める。

## 5 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

県が耐震改修促進法第5条第3項第3号に基づき「県促進計画」により定められている地震発生時に通行を確保すべき緊急輸送道路のうち、町を通過する道路は表3-4となっている。

### (1) 地震発生時に通行を確保すべき道路

#### ◆緊急輸送道路（宮崎県指定）

大規模な地震が発生した場合に、避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等広範囲な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的に指定される道路で、県促進計画では「宮崎県地域防災計画」で定められた第1次、第2次緊急輸送道路を指定している。

**表3-4 法第5条第3項3号に基づく道路の指定（平成28年3月現在）**

地震時に通行を確保すべき道路として指定する道路（県指定）	
第1次緊急輸送道路	第2次緊急輸送道路
	一般国道269号 県道33号都城北郷線 県道47号三股高城線

<sup>⑨</sup> 被災度区分判定：被災度判定区分判定は、損傷率と損傷状況という2つの観点から調査が実施され、調査結果は部位毎に5つの被災度（軽微、小破、中破、大破、破壊）に区分される。当該建築物の適切かつ速やかな復旧に資することを目的に行われる。

## 第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

町内建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及活動を引き続き積極的に実施していく。

### 1 地震被害想定結果等の周知

町民自らが耐震診断及び耐震改修を実施していくためには、自分が住んでいる地域の地震に対する危険性を十分に認識していることが必要である。県では、地震被害想定結果等をホームページで公開しているがこれらの情報を広く県民に周知する。本町においてもこれを活用したハザードマップ等を作成・配布し地震に関する地域の危険度について周知を図る。

- ・県における最大クラスの地震動に関する想定（平成25年）

<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/kiki-kikikanri/kurashi/bosai/page00168.html>

- ・県における南海トラフ巨大地震等に伴う被害想定（平成25年）

<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/kiki-kikikanri/kurashi/bosai/page00172.html>

### 2 相談体制の整備・情報提供の充実

町では、都市整備課に建築相談窓口を設置し、住民からの各種建築相談に応じているところであるが、住民の多様な相談内容に的確に対応できるよう（一社）宮崎県建築士事務所協会等の建築関係団体と連携し、相談体制・情報提供の充実を図っていく。

### 3 パンフレットの作成・配布

既存建築物の耐震性の向上を図るため、広報・ホームページ等の活用やパンフレットの作成・配布、出前講座、講習会等の開催を通じて、町民や建築物所有者等に対する普及・啓発に努めてきたところであり、今後も建築関連団体、新聞マスメディア等と連携して耐震化等に関する情報提供を行い、各種助成制度、融資制度並びに耐震化の必要性・重要性について啓発する。

### 4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅設備のリフォーム、バリアフリーリフォーム等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが重要で効果的であり、また、費用面でのメリットもあることから、宮崎市内等で例年実施されている「建築防災展」や「住宅フェア」等の相談会での誘導をはじめ、県や建築関連団体と連携し、リフォーム等とあわせて耐震改修が行われるよう普及・啓発を図る。

### 5 自治公民館等との連携

地震防災対策の基本は「自助」・「共助」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要であることから、町内自治会や自主防災組織と連携して実施する地震時の危険箇所の点検や、地域における地震防災対策の啓発・普及等の取り組みを支援する。

## 6 耐震改修工事現場への「のぼり旗」の掲示

木造住宅耐震改修の補助事業で実施する耐震改修工事中の現場に、「のぼり旗」を掲げて本事業のPRを行う。

※耐震改修を行う住宅所有者及び施工者の承諾が得られた場合に貸与する。



耐震改修工事  
現場に掲示する  
のぼり旗

i-

## 第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

### 1 関係団体との連携

建築物の耐震化を促進するためには、(一社)宮崎県建築士会、(一社)宮崎県建築士事務所協会をはじめとした建築関係団体や宮崎県建築連絡協議会等と協働して、町民への働きかけや相談業務を実施するとともに、町レベルでの組織化を促進することが重要であり、今後とも、こうした建築団体等と更なる連携を図り、所有者に対する啓発等を行っていく。

### 2 その他

本計画は、原則10年ごとに検証する。